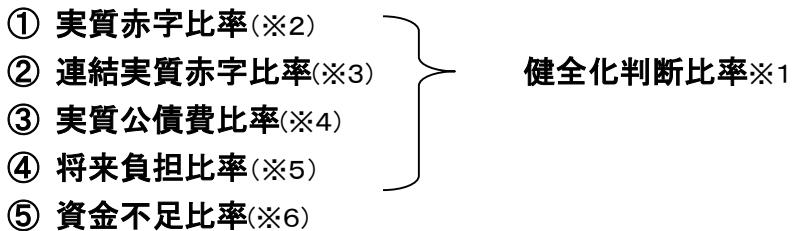


令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- 平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、住民へ公表することが義務付けられました。
- また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、住民へ公表することが義務付けられています。



- 健全化判断比率については、比率のうちいずれか一つでも「早期健全化基準(※7)」以上となった場合（財政運営上のイエローカード）は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行うこととされています。
また、比率のうちいずれか一つでも「財政再生基準(※8)」以上となった場合（財政運営上のレッドカード）は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととされています。
- 公営企業の資金不足比率については、各会計単位で「経営健全化基準(※9)」以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営健全化を行うこととされています。

令和3年度決算において、本市の指標ではすべて、早期健全化基準以下となりました。

※用語については、【用語説明】を参照してください。